

あみ

入会のご案内

[ami]

あみの活動

- ▶ **窓口としての役割** (課題集約、情報提供など) … 専任事務局員を配置し、対外的な窓口としての機能と、会員の皆様のご相談に当たっています。
- ▶ **行政・議会への要請活動** … 要望活動はもとより、アンケート調査の実施等により、地域の声を反映させています。
- ▶ **広報活動** … 機関誌『あみ[ami]』(年2回発行)と機関紙『ぷちあみ[petit ami]』(月刊)の発行、およびホームページの運営を中心に行っています。
- ▶ **研修会の開催** … 年1回の全国大会をはじめ、地域ブロック単位の研修会、住まいと暮らしに関する研修会などを実施しています。
- ▶ **講師の派遣・紹介** … 各地の研修会やイベントの講師などに、当会の会員を派遣、また、ご紹介をしています。

会員(正会員)になるには

この会の趣旨に賛同する精神障害者地域生活支援活動を行う事業所(障害者自立支援法に定められるサービス事業所・作業所、グループホーム、市民グループ等)を対象とします。入会申込書(裏面)に必要事項をご記入の上、事務局までご返送ください。

会費について

- (1) 入会金 3,000円
- (2) 年会費[補助金・報酬等の収入総額により区分]
 年間の補助金・報酬・委託料・利用料が、1,000万円未満:10,000円
 1,000万円 " 1,500万円 " :15,000円
 1,500万円 " 2,000万円 " :20,000円
 ※2,000万円以上の場合:500万円増毎に5000円を加算

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会 定款 (抜粋)

- (名称)
 第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会という。
- (目的)
 第3条 この法人は、生活者たる精神障害者のよりよい地域生活の実現に向け、その支援活動の拡充と社会的環境の整備を図り、もって精神障害者が住みやすい社会の実現に寄与することを目的とする。
- (会員の種別)
 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
 (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業に協力するもの。
 (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人及び団体
- (事業年度)
 第49条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。(2002年2月21日施行)
 (2006年7月8日改正)

お問合せ先(本部事務局)

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-24-7 ルネ御苑プラザ418
 TEL.03-5312-1950/FAX.03-5312-1951 E-mail:info@ami.or.jp URL:http://www.ami.or.jp

全国精神障害者地域生活支援協議会

入会申込書

申込日	年 月 日	受付日*	年 月 日
ふりがな			
事業所名	㊟		
代表者 職氏名			
(ふりがな) 所在地	〒 □□□-□□□□ (都道府県)		
T E L	()	F A X	()
E-mail			
ホームページ	http://		
実施事業	a. 小規模作業所 b. 小規模通所授産施設 c. 通所授産施設 d. 入所授産施設 e. 生活訓練施設（援護寮） f. 福祉ホームB型 g. 地域生活支援センター h. 指定相談支援事業 i. グループホーム j. ケアホーム k. 福祉ホーム（新法事業） l. 地域活動支援センターⅠ型 m. 地域活動支援センターⅡ型 n. 地域活動支援センターⅢ型 o. 地域活動支援センター（ ） p. 生活介護 q. 自立訓練（生活訓練） r. 自立訓練（機能訓練） s. 就労移行支援 t. 就労継続支援A型 u. 就労継続支援B型 v. その他（ ）		
設 立 年 月 日	年 月 日		
前年度の 収 入	あり（ 年度 / 年 額 円）・なし		
※新規事業 所の場合 は今年度 見込額	(内訳) 公的補助金..... 円 報 酬..... 円 委 託 料..... 円 利 用 料..... 円 そ の 他..... 円 ()		
利用定員 登録者数	利用定員	名	登録者数 名
職 員 数	常 勤	名	非 常 勤 名
運営主体	a. 法人（種類： ） b. 任意団体 c. その他（ ）		
運営主体代 表者職氏名			
《主な活動内容》			